

賃金のこと

○ 賃金を支払う方法

労働者が働いて受け取るお金が賃金です。

働く人が賃金を確実にもらうことができるように、労働基準法という法律が

次に書いている原則を決めていきます。

賃金は①通貨で払う、②働いている人に直接払う、

賃金の③全部の額（全額＝ぜんがく）を、

④毎月1回以上、⑤決めた日に払う、

ことになっています。

○ 最低賃金

最低賃金法という法律が一番少ない賃金の金額を決めていきます。

労働者をやとう人（使用者といます）は、最低賃金以上の賃金を、労働者に

払う必要ががあります。もし、賃金が、最低賃金より少ない場合は、足りない分を払う

必要ががあります。

最低賃金より少ない賃金しか払わなかったら、法律で罰を受けることもあります。

最低賃金は、住んでいる地域によって違います。金額は毎年新しく決められています。

最低賃金は、パートタイマーやアルバイトの場合も同じです。

○ 使用者が 賃金を 払わない とき

すぐに 労働基準監督署や、労働に ついての 相談を 受け付ける ところに 相談
してください。

おも urenらくさき
(主な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゆんかんたくしよ
・ 西宮労働基準監督署 0798-26-3733

ひょうごろうどうきよくかんたくか がいこくじんろうどうしやそうだんこーなー
・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー 0570-001702

たげんご らん
その他言語については、こちらをご覧ください。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

こうえきざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
・ 公益財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん
英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやく ひつよう
予約が 必要です

※ くわ 詳しいことは、労働基準監督署や 相談を 受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
一緒に聞いてください。